

令和6年度 第4回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和6年7月10日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第12号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

5. そ の 他

【報告事項】 「非農地証明願」の可否の判断について

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎	3 番 清住 昇	4 番 松本 茂
5 番 伊豆野 誠	6 番 五嶋 靖	7 番 岡本 篤幸
8 番 平井 豪	9 番 草場 竜一郎	10 番 本田 廣正
11 番 中村 幸信	12 番 河嶋 隆雄	13 番 緒方 寛二
14 番 中村 節美		

農地利用最適化推進委員

西村 盛一 松永 博文 坂本 導成

7. 欠席委員

農業委員

2 番 長野 和代

農地利用最適化推進委員

西村 孝生 田上 安幸 外村 和彦 井芹 康雄
伊佐 浩二 松野 文男 上村 敦之

8. 議事録署名人

3 番 清住 昇
4 番 松本 茂

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑 一徳

事務局職員 美濃田 知也、小山 美伸、川端 励志

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

それでは定刻を過ぎましたので、総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和6年度第4回、定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。連日梅雨が明けたような猛暑が続いております。田植えはもう済まれたと思います。これから大豆を植えられる方は大豆の準備等で、農作業をされると思いますが、なんせこの暑さですから水分補給を十分行いながら、体調管理には十分注意しながら農作業にあたっていただきたいと思います。本日は3条案件と基盤強化法、それに非農地証明関係がありますので、皆さん方の忌憚のない意見を願いしながら、会議を始めていきたいと思います。既に皆さんご承知と思いますが、副町長ですね、前の諸富副町長から新しく県の商工労働部長をされとった三輪さんて方が副町長に着任され、仕事をしておられますのでご承知と思いますが、紹介だけはしておきたいと思います。以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、3番委員の清住委員と4番委員の松本茂委員をお願いをいたします。

4. 議 事

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは議案審議に入りたいと思います。

議案第12号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いいたします。

議案第12号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許

可の決定について意見を求めるものでございます。

令和6年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

2ページをお願いします。番号1番について審議したいと思います。

10番委員の本田委員から説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

申請土地は赤色の部分になります。こちらが田口の五差路がございまして、こちらの方が宇城鉄筋でございます。今回の申請地は、こちらの宇城鉄筋から北西へ約460メートルのところでございます。以上になります。

会 長 続きまして、10番委員の本田委員から農地の耕作賃借権設定(10年)について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

12 番 12番委員の河嶋です。

先月の6月27日に会長、緒方委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口に1筆あります。

申請地には、大豆・胡麻の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れが

ないことを報告いたします。

会 長 ただいま、12番委員の河嶋委員から現地調査の報告。また、10番委員の本田委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

御意見ございませんか。境委員どうぞ。

1 番 相手方、譲受人の方はこの前の案件に出たと思いますけれども、その場合、ここじゃないですけれども、ここの近くに建物があると、その案件については別に何も動いてない。

事務局 こちらの案件につきましては、敷地内に建物が建っていますので当委員会では何も言えないということです。

会 長 ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 4番委員の松本です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

今回の申請もこの赤の部分です。こちらが安津橋、こちらが熊本甲佐総合運動公園があります。今回の申請地はこちらの熊本甲佐総合運動公園から西へ約320メートルのところに1筆ございます。以上でございます。

会 長 続きまして、4番委員の松本委員から農地の使用貸借権設定(10年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

4 番 4番委員の松本です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。

先月の6月27日に会長、河嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字船津にある農地1筆です。

申請地には、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、13番委員の緒方委員から現地調査の報告。また、4番委員の松本委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。境委員どうぞ。

1 番 譲受人の方なんですけれども、55歳という若さで新規就農、貸借権が10年ということで、新規就農で、少し長すぎはしないかということで、松本委員からどういう譲受人の状況か聞きたいんですけれども。

4 番 譲受人の状況。そこはちょっと分かんです。ただ本人、譲渡人と譲受人の話し合いでそういう形になつとる。

1 番 じゃあもう譲受人さんは分かん。そのどこに、横田ね。

4 番 譲渡人と譲受人の話し合いで決めてある案件です。

事務局長 私が聞いているのは何か親類関係にあたられるそうです。というのは聞いています。

1 番 10年貸借して途中で新規で就農されて、たかだかというといかんばってん、一反程度で生活はできんけんが、勤めながら新規就農ばされると。

会 長 しばらく、暫時休憩します。

休憩 午後1時43分

再開 午後1時44分

会 長 再開をいたします。そのほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり許可することに決定いたします。続きまして、番号3番について審議したいと思います。6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

6 番 6番委員の五嶋です。では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地はこちらの赤色の部分でございます。こちらが龍野小学校、こちらが龍野ふれあい広場になります。今回の申請地はこちらの龍野ふれあい広場から東へ約800メートルのところに1筆ございます。以上です。

会 長 続きまして、6番委員の五嶋委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

6 番 6番委員の五嶋です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は180日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

12 番 12番委員の河嶋です。

先月の6月27日に会長、緒方委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川にある農地1筆です。

申請地には、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、12番委員の河嶋委員から現地調査の報告。また、6番委員の五嶋委員か

ら、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。本田委員どうぞ。

10 番 熊本市内に住んでおられて、従事日数が180日とありますけれども、何をされている人ですか。農家ですか。

会 長 事務局分かりますか。

事務局 この方は、譲受人の方は熊本市内にあるコンサルタント係の会社の方で事務をされております。ここに買い受けをされる要因としましては、こちらの譲受人の方が甲佐町の物件を気に入られまして、移住を希望されています。この方は独身なんですけれども、今後両親と暮らす予定だそうです。

会 長 休憩いたしますので、調べといてください。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時50分

会 長 再開をいたします。

事務局 こちらの方はすみません、確認いたしまして次回に報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

10 番 今、働いているんですね。

事務局 はい。

10 番 180日も7畝の田んぼに従事するのはあり得ないんですよ。だからちょっとおかしいよという話。

会 長 本田委員、今の回答でよろしいでしょうか。

10 番 この次に回答でしょう。これもものすごく大事なことです。この180日という意味合いだから。だから要するに結局、土地はもらっても農地の取得はできるけど、その時には何日以上という規定がありますよね。その規定に外れとらすけんね。だからその辺で質問したんです。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 議案書の後ろの方に移動の理由というのが書いてございます。宅地が隣にありまして、そこを購入する時にセットで買っています。農業で収益をあげようとかそういうことじゃなくて、やむなく買われるんですけれども、家庭菜園程度で。この180日は今日はしっかりした答えは。

10 番 だから180日という表現がこの中ではおかしいんじゃないですかという質問です。

事務局 従事日数につきましては、もう少し確認したところで、次回お答えさせていただきたいと思います。すみません。

会 長 それでは本田委員、付属としてそこにあるからということで、従事日数に関しては次回にということでよろしいですかね。境委員どうぞ。

- 1 番 移動の理由で宅地購入時の付属農地とありますけれども、ただ宅地だけを買われてまた家を建てられるんですか。もう建っている家に農地が付随しているんですか。
- 事務局 こちらの写真がありますけれども、今写っている家がもう建っているんです、実際にこれに住まわれるんです。その土地になります。農地付きです。
- 会 長 境委員よろしいですか。それでこの案件は今のところ完全な回答はできていませんので、採決をするわけにはいかんと思うんですね。次回持ち越しするとか。次回の会議に持ち越しする例がない。私の考えは間違っていないですよ。
- 1 番 本田委員が言われた180日の従事日数というのが今問題。
- 5 番 サラリーマンにとって大体平均120日とか休みがあればいい方なんですよ。それなのに180日従事しているのがおかしいんじゃないかと。
- 10 番 兼業農家でもこんな日数はないと思うよ。
- 会 長 申請書に書いてあつとは何の数字ば持ってきてよつと。
- 5 番 150日以上に従事日数がないと駄目だけんそれに合わせらした可能性もある。
- 6 番 あくまでも家付きの農地。それで家庭菜園として使いたいというのがこの購入される方の考え方なんですよ。今、本田さんが言われるのは農業者としてどうなのかというつつこみなもんですから。そここのところ、180日ないといけないのかって、今、結局0の面積の方も農地を買えるようになっていきますよね。2, 3畝くらい買った人なんかもそういうことだとちょうどその辺の規定というか、中々値をどういう風にしたら良いのかというのは難しかですね。
- 10 番 だから4番の考え方はどうするのか。これがたまたま農家の人が買うような表現になっているから、確かに家庭菜園でもいいんですよ。この表現をどうするか。
- 5 番 今後も出てくるとおもいます。
- 会 長 事務局どうぞ。
- 事務局 こちらの申請書をすみません確認しましたところ、ご本人さんが農業年間日数が180日と、一緒に住まわれるお父さんとお母さんが180日と、180日以上従事されているということで申請書はされています。
- 6 番 それだと分かりますね。
- 会 長 本田委員、今言われた通りです。
- 10 番 じゃあ、申請の時に他何名と数字かなんか書いてもらうんですか。
- 事務局 本人さん。
- 10 番 じゃあこれを承認する時に、他何名と書いてあった。
- 6 番 いや、お父さんとお母さんの名前も書いてあったです。どっちも180日と。
- 事務局 申請書には本人さんのお名前、お父さん、お母さまのお名前、そしてそれぞれの従事日数はそれぞれ記載してあります。

10 番 3人で180日。

事務局 いえ、それぞれ。本人さんも180。

10 番 結局、ここが問題ですね。我々が借りる時に他何名と書いてトータルの何日ありますよというのを書かせられますよね。その表現で本人さんも180ておかしいよね。両親が180日で、本人さんは180日しないでしょう。トータルで認めてやるのかその辺の考え方を決めとかないとおかしいんじゃないんですか。

6 番 よかですか。ちゃちな発言で申し訳なかですけれども、家庭菜園だからですね。1日の仕事は8時間せなんとか。だから朝、多分仕事行く前に30分草とったとかですね。そういうのも1日でカウントできるならば180日の可能性は、200日でも300日でもできる可能性はあるとですよね。だからその線をしっかり引いてしまえば、荒れなくて済む土地も荒れてしまうようなこともなり兼ねんですね。

会 長 今、五嶋委員から貴重な意見が出ましたけれども、住宅についている土地と一緒に買いましたよということで、そちらに住まわれるから柔軟に考えて180日にされているのならば、それも入りますよと。そういう認識でいきましょうか。でないと審議できませんので。事務局そんな感じでよかでしょう。

10 番 ここは本当に真剣に審議しとかないと、あり得るんですよ。だからそういう中でそういうルールを作とかないと難しい問題ですよという話。

会 長 さっき言ったように、ルールがちゃんとあるから。今回の場合はそういう案件ですからそういう対応をしていきましょうと。

10 番 だから本人の、と書いてあるから、家族一帯のとかいう表現に変えればいいんじゃないんですか、今回は。本人のとなっているから。要するにそこに住居する人たちの日数でここは表現を変えたら何も問題ないんじゃないんですか。

5 番 経営体とか。

10 番 そうそう。

会 長 じゃあ、ここのところの表現を変えましょう。本人のところ、家族のとか。それでいきましょう。

10 番 そこの中の住人の日数であれば私は問題ないです。

5 番 たぶん、テンプレートして文がなっていると思うので、そこは臨機応変に差し替えていくしかないんじゃないんですか。事務局の方で判断してもらって。

会 長 事務局いいですね。

事務局 はい。

会 長 では、今言った形で修正していきたいと思います。よろしく願いいたします。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。
(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、議案第13号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」を議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、6ページをお願いいたします。

議案第13号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

7ページをお願いいたします。

甲農第525号、令和6年6月26日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の8ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和6年度第4回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について6年の田が1筆の1,938㎡となります。

賃借権の新規については、6年の田が1筆の1,257㎡、10年の田が8筆の7,954㎡となります。使用貸借権の再設定及び新規については、今回はございません。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が10筆の11,149㎡となります。その他、所有権移転についてはございません。

委員の皆様に審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。以上です。

会 長

それでは、9ページをお願いします。

議案第13号、農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画について審議します。

番号1番について審議したいと思いますが、この案件の相手方は、農地利用最適化推進委員の西村盛一推進委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(西村盛一推進委員退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。10ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

今回の申請地は赤の部分です。こちらに日和瀬橋、こちらに特別養護老人ホーム桜の丘がございまして、今回の申請地はこちらの桜の丘から北へ約320メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・WCSの作付けをされています。今回の申請地には米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番

譲渡人が広島市の方なんですけれども、対価については米は送られるんですか。対価の90キロの米は広島の方に送られるんですか。それとも取りに来られるんですか。

会 長

事務局。

事務局

こちらのまず対価の90キロにつきましては、こちらの方が60キロの方を広島の方に送りまして、残りの30キロを熊本市内に弟さんが居られまして、熊本市内の方については自分で30キロ取りに来られるということでお聞きしております。

会 長

境委員よろしいですか。

1 番

はい。

会 長

他に何か御意見ございませんか。

他にはないようでございます。採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり承認をいたします。

西村盛一推進委員の入室を認めます。

続きまして、番号2番から番号7番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思えます。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

11ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤の部分で点在しておりますが、番号2から7番の申請地は8筆全て西寒野にあります。こちらに日和瀬橋、こちらに桜の丘がございまして、申請地2番の2筆のうち日和瀬橋から南東に200メートル、こちらになります。の西寒野字山下に1筆、日和瀬橋から東へ約470メートル、こちらになります。字大祇にもう1筆ございます。番号3から5、7につきましては、こちらのように隣接しておりますこの部分になります。このように隣接しておりまして左側から7番と3番の申請場所、そしてここが4番の申請場所、1番右こちらの方が5番の2筆、こちらのところとこちらが5番になります。5番のうちの一筆がこちらになります。この場所から北へ80メートルのところ、先程こちらのもう1つの5番が1筆ございます。また、順番が前後してしまいましたが、2番はこちらになります。の真向かいですのでこちらが6番の申請地がでございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号2番から番号7番の相手方は、認定農業者で、主に加工用米の作付けをされています。今回の申請地にも加工用米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、番号2番から7番までの申請位置なり内容について事務局から説明があったところです。

 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。本田委員どうぞ。

10 番 狭い田んぼをみると変な形で残っているけどこれはどうなっているんですか。地図で見ると、L字みたいに残ってるでしょう。

事務局 今、前の地図で写しておりまして3から5がこのように続いてなっております。西寒野字山下254番地、255番地、256番地、257番地と続いております。

10 番 私が言っているのは地図の中でL字に残っているでしょう。左の手前に。

事務局 こちら乗り入れ口になります。

10 番 田んぼじゃないの。

推進委員 取付道路です。

10 番 これ道路ね。

会 長 境委員どうぞ。

1 番 譲受人の耕作面積についてお伺いしたいんですけれども、この耕作面積は甲佐町内だけですか。町外も含めた。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 これは町内だけの面積になります。

1 番 町外にある可能性はある。

事務局 可能性はあります。

1 番 聞きたいのはどんどん今増やしておられるんですけれども、どのくらいまで増やさ

れるかは聞いてないですかね。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 今後の件についてはこちらの方ではまだ把握していない状況でございます。

会 長 境委員いいですか。

1 番 はい。

推進委員 いいですか。

会 長 松永委員どうぞ。

推進委員 ■■■さんが結構もち米をずっと増やしておられるんですけれども、農業委員会の事務局にお願いしたいのは、まだこれ以上広げる意思があるかどうかということで、農業委員会に相談に来られた●●●●さんの田んぼが、地元で誰もつくらんけん、そういうところが今年は間に合わんばってんが、来年あたりまだ規模拡大する意思ば確認してもらって、規模拡大してもいいということだったら紹介してもらいたいと思いますけれども。

会 長 事務局、そういうことでお願いします。

事務局 こちらの方で確認します。

会 長 そのほかに何かないでしょうか。

ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号2番から7番については、原案のとおり承認をいたします。それでは、本日予定しておりました議題は以上で終わりになります。あとその他の方で、報告事項「非農地証明願」の可否の判断についての報告がありますので、それに入ってまいります。それでは報告事項「非農地証明願」の可否の判断についての報告ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局長 それでは、P12ページをお願いします。

「非農地証明願」について、「農地法第2条第1項」の規定に基づき非農地証明願があったので、農地管理部会により現地調査のうえ、農地に該当するか否か判断をなされたので報告をしていただくものです。よろしくお願いいたします。

会 長 まず、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、13ページに添付していますが、前のスクリーンでご説明します。赤で囲っているこちらが申請地が含まれる場所です。下の方、こちらに星の川団地、ここに緑川団地、今回申請にあっている1番、2番それぞれ、その前にこちら広く赤で囲んでありますが、こちらが筆界未定地の中に今回申請があがっております10筆が含まれておるということでございます。

そしてこの赤枠の中にはお2人、今回申請された方お2人が筆界未定の地権者としてお2人が残ってらして、今回同時に非農地証明ということで出されております。この赤枠の総面積は6万9,683平米、うち山林地目が4万6,131平米、これは2筆で4万6,131平米、そして今回出ました10筆、まず1番の方のやつは旧字図を参考に見ていただくと分かりますが、こちらが旧字図の地図で赤く囲っていますこちらとこちら、こちらが1番の方の申請された農地と地目、田の8筆ですね。こちら側が北側でこちら側が南側、星の川団地から約400メートル、こちらが約800メートル。それと番号2番の方が申請されたのがこちらの2筆ということで先程見ていただいた場所につきましては、こちらが星の川から約400メートルの3筆、それとこちらに1番と2番の方の混在する農地が7筆ございます。今回同時にされたということで、該当地権者が全員で場所は確定はできませんけれども、農地じゃない証明をお願いします。ということで出されています。現地につきましては、こちらが南側の1番の方が持っていらっしゃる3筆分のエリアがこの辺りだろうということで写真を付けております。状況はこういことです。農地管理部会で確認していただいたときの状況写真で、これは北側の7筆が恐らくこの辺りだろうというところでの現地の写真でございます。こちらの北側につきましては、7筆合わせて2,641平米、先程の南側のエリアの農地につきましては、3筆合わせて911平米というような状況でございます。場所と現状につきましての説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 ただいま事務局から現地の場所、それから申請地とそれから状況について説明があったところです。それでは、現地の状況について、非農地の判断に係る可否の判定について、農地管理部会長で、8番委員の平井委員から説明をお願いします。

8 番 8番委員の平井です。それでは、説明します。

今回の「非農地証明願」は、所有者から農地として復元することが困難で、復元しても継続して利用することができないため、非農地証明書の交付を申請されたものです。先月の6月28日に会長、農地管理部会の、草場委員、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字船津字宮山にある農地10筆で、一帯は筆界未定地ではありますが、域内の全地権者2名が同時に「非農地証明願」を出されました。

農地の状況としては、筆界未定地のほとんどの地目が山林で、旧字図によりますと農地は域内の南北の端部にそれぞれ位置しています。

全体が長年管理されておらず、「雑草」等が生い茂り原野の様相を呈した状況でした。このことにより、今回申請の土地の状況を「非農地証明の基準」に照らし合わせた結果。非農地証明基準の(3)「荒廃農地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)

であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地」で、イの「その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地に復元しても継続して利用することが困難な場合。」に該当すると思われるため「農地法第2条第1項」の規定にある農地には該当しないと判断いたしました。また、非農地証明をした事による周囲の営農に支障は無いと思います。以上、報告を終わります。

会 長 ただいま、農地管理部会長で8番委員の平井委員から現地の状況等について詳しく説明があったところです。

また、「非農地証明の基準」に照らし合わせた結果「農地に該当しない」と判断したとの報告がありました。

そのことにより、当委員会は「非農地」として証明する事といたします。何か御意見ございませんか。本田委員。

10 番 これ麻生原堰よりちょっと団地よりですよ。てことは土地改良区は何も関係ないですよ。田んぼということは今まで土地改良区はもう外してあったのか。これは麻生原堰の土地改良区に入っていないということですね。麻生原堰よりも上ということですね。ということはあれから上の土地改良区はないということですね。

4 番 だいぶ前に田んぼだったという気がしますけれども。小学校の時にはこういう状況だったけん、こういう所に田があったなんて。

事務局 麻生原堰がこちらです。麻生原土地改良区の受益はここから下流側になります。

4 番 この申請を出すにあたって何かきっかけか何かあったんですかね。今までずっとこのまましてあったのが、今回の非農地に出すというのは。

事務局 だいぶ地権者は多々居られまして、それが整理できて、合意ができて、非農地証明ということでお2人まで絞りこめられたということです。今見ていただいた通りこちらの北の方の端っことこちらにちょこっと911平米、こちら2,641平米、あとの残りを全部地目は山ということで本当の理由までは分かりませんが、現況がこういうところなんで非農地証明をお願いしますということで申請が出てきたところです。以上です。

11 番 よかですか。

会 長 中村委員。

11 番 田んぼでしょうが。中山間助成金とかいうのが田んぼには来よっと思うばってんが、あれはなかったら。

事務局 農振農用地じゃないと来ませんので。

会 長 色々意見もありましたが、先程申しましたように当委員会は「非農地」として証明する事といたしますので、よろしく願いいたします。これは報告となりますので、よろしく願いいたします。

これから高齢化とそれから後継者不足、こういう例が増えてくると思うんですよね。
特に山奥とかそういうところ。

本日予定しておりました議題と報告は全て終了いたしましたので、事務局のほうに
バトンタッチいたします。よろしくお願いいたします。

事務局長 それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。これをもちまして、第4回定例農業委
員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

3 番

4 番